



## ～弁護士の女房のつづき～



仕事の帰りに立ち寄るいつものスーパーには私の大好きな方がいます。

その方は、川崎さんというパートさん。見るからに優しそうな癒やし系の方。いつも笑顔で声をかけてくれます。そんなにしよっちゅう出会うわけではないので、川崎さんを見つけると私は嬉しくて彼女のレジに「すーっと」並ぶのです。▲先日の店内でのこと。川崎さんが休憩時間だったようで、売り場で買い物をされていました。立ち話となり、その中で「子どもさんからいただいた手紙を今度持ってきますね」と仰いました。私は何のことかわからず話を聞きながら記憶をたどると、子どもたちがまだ小さい時にその店で陶芸教室があり、上の子供たち3人を連れて参加したのです。ちょうど夏休みで作品作りにしたのでした。その際に、どうやらそのお礼の手紙を送ったとか…。もう、すっかり忘れていました。▲川崎さんは「もうコピーをとったのでお返ししますね」と封筒ごと手紙を返してくださいました。確かに私の字。14年前に書いた手紙。こんなに長い間手元に大事に取っていてくださって…。もらった瞬間、ぐっとこみ上げるものがありました。中を見ると、2番目・3番目の子ども(女の子たち)の幼い字の手紙と私が書いたものもありました。読んでみると14年前にタイムスリップします。当時、その子どもは小3と小2。ちょっと生意気だけど、可愛かった～。思い出すと胸がきゅんと痛くなります。手紙には、「作ったおちゃわんはごはんの時に使っています。自分で作ったおちゃわんの上においたごはんはおいしいです」などと幼い字で綴られていました♡▲手紙を読むと当時の私が思い出されます。夏休みで毎日家にいる子どもたちと向き合うことにうんざりしていて、逃げ場がほしかった。早く子どもたちが大きくなって手が掛からなくなって欲しいと考えていました。14年後の今、そのときがきています。手は掛かりませんがお金が掛かります(苦笑)。そして少し寂しい…。賑やかで忙しかったあの頃が輝いていた時かもしれません。



付録で作ったお面が嬉しくてポーズをとる子どもたちです(笑顔)

檜八重総合法律事務所(法律・税理) 通信No.29 令和3年夏号

宮崎市橘通東 4-1-27 小村ビル 6階 Tel:0985-27-2558 Fax:0985-27-2669

E-Mail: [kashiya-lawoffice@office.made.ne.jp](mailto:kashiya-lawoffice@office.made.ne.jp) 営業時間 9:00～18:00

# Kashiya news

2021年  
夏号



## サンパラソル

夏空によく映える赤い花です。夏の太陽光に強い特徴があり、花の形が日傘に似ていることからこの名前が付けられたということです。

花言葉は「かたい友情」「かたい約束」。この植物は半時計回りにつるが伸びる特徴があり、時には周囲の植物に絡んでしまうこともあります。花言葉はそのことに由来しているようです。





## お役立ち情報室



### 法務 養子縁組 ②

養子縁組には、法律的な制度としては、一般的な普通養子縁組（実親との親子関係も残る）と特別養子縁組（実親との親子関係は残らない）の2つがあります。

養子縁組は他人との間に法律上の親子関係を発生させる事を目的としていますが、普通養子縁組には社会実態としてはいろいろなものがあります。

#### 再婚時に行う養子縁組

再婚時に行う養子縁組は、自分または再婚相手の子ども（連れ子）を養子にする場合です。子どもが未成年の場合の養子縁組には家庭裁判所の許可が必要ですが、このように結婚相手の連れ子と養子縁組をする場合は裁判所の許可はいりません。養子には養親の相続権が発生します。

養子縁組をした子どもは法定相続人になります。法定相続人が増えると相続税について影響があります。基礎控除額が増える事になるのです。基礎控除額は、「3,000 万円+600 万円×相続人の数」で、非課税枠が増える事になります。法定相続分に含めることができる養子の数は、実子がいる場合には1人、実子がいない場合は2人までという制限がありますが、再婚相手の連れ子を養子にする場合はこのような制限はありません。

#### 結婚時に行う養子縁組

結婚時に相手の両親と養子縁組する場合があります。例えば、娘が結婚した男性（娘婿）と、娘の両親が養子縁組を結びというケースです。養子となった夫は、妻と並んで義理の両親の「子」の地位を取得します。なお、結婚に際して妻の氏を名乗ること（妻方の氏に変えること）と、養子縁組とは関係ありません。養子縁組が成立するためには「養子縁組届」をしなければなりません。

#### 孫と行う養子縁組

自分の孫との養子縁組をする場合があります。例えば、娘（子）の両親（祖父母）が娘の子（孫）と養子縁組をするというケースです。養子となった「孫」は、親（娘）と並んで「子」の地位を獲得します。なお、孫の相続として代襲相続というものがありますが、これは、子が孫より先に死亡した場合に孫が子の地位を承継して、祖父母が亡くなったときに祖父母の相続をするという制度です。

#### 養子縁組の手続

養子縁組の手続は市町村の役場でできます。必要書類は以下の通りです。

- 養子縁組届け
- 当事者の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）（届出をする市町村に本籍があるときは不要）
- 届出人の印鑑
- 届出人の本人確認書類

#### 養子縁組の費用

普通養子縁組には費用はかかりません。書類を受け付けてもらえば完了です。特別養子縁組の場合は、裁判所への申立費用として、印紙代800円と切手代が必要になります。



養子縁組のメリットは親子関係が実子と同じように成立するという事です。その原則は生涯続くことになるので、家の存続や墓の維持などが達成されてきました。しかし、その一方でデメリットもあります。実の親子関係ではないので、長きに渡って形成されてきた関係がトラブルをもたして壊れてしまう危険性があります。そして、協議（話し合い）により離縁することができない場合は、訴訟を提起して裁判所が離縁を認めないと離縁はできません。

養子縁組の制度は法律で細かく決まっているので、制度をよく理解し、またお互いが思いやりをもって、その関係を維持していただきたいと思います。